



発行
東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……（住宅政策本部民間住宅部不動産業課）…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 公有水面埋立ての免許……（港湾局離島港湾部管理課）…二

告示

●東京都告示第千百六十五号
宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和五年十一月九日

東京都知事 小池百合子

一 日時 令和五年十一月二十日 午後一時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部民間住宅部聴聞室

三 被聴聞者

（一）商号 株式会社PRD

- （一）代表者氏名 代表取締役 本郷 太樹
- （二）主たる事務 渋谷区千駄ヶ谷五丁目三十二番五号
- （三）所の所在地 GSハイム新宿南口六〇一
- （四）免許証番号 東京都知事(1)第一〇六九九七号
- （五）免許年月日 令和三年十一月五日

●東京都告示第千百六十六号

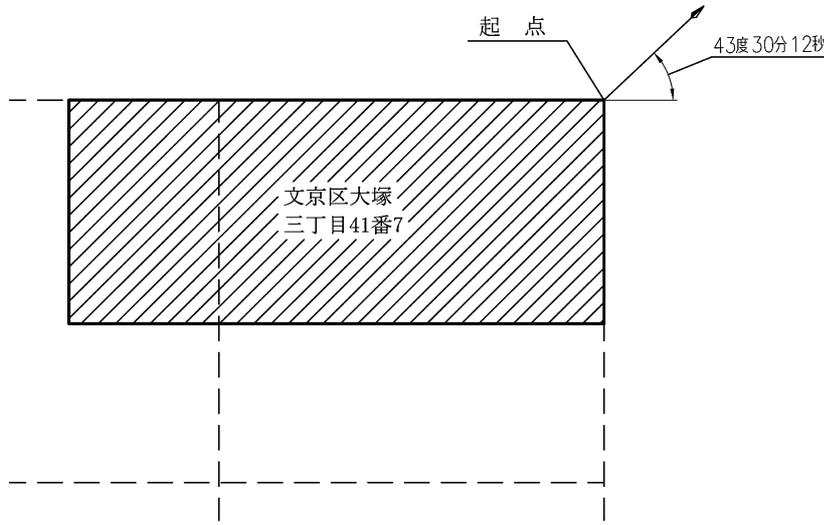
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十一月九日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（文京区大塚三丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン

別 図



【凡例】

- : 単位区画
- : 敷地境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、文京区大塚三丁目41番7の最北端とする。

【格子の回転角度(43度30分12秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千百六十七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、公有水面の埋立てを免許したので、同法第十一条の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十一月九日

東京都知事 小池 百合子

一 免許年月日

令和五年十月十三日

二 埋立ての免許を受けた者

名称 東京都

所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

代表者 東京都知事 小池 百合子

代表者住所 新宿区西新宿二丁目八番一号

三 埋立区域

(一) 位置

大島町岡田漁港漁港区域内船揚場地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び③の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基準点(T・三)(北緯三四度四七分二二

・二〇秒、東経一三九度二三分二四・三四

秒)から一一七度一六分九・六七秒一〇四

・九四メートルの地点

②の地点 ①の地点から六一度四六分二三・八四秒二

九・〇二メートルの地点

③の地点 ②の地点から二三二度三三分三八・九二秒

二九・四〇メートルの地点

(三) 面積

四 六八・三六平方メートル
埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

大島町岡田漁港漁港区域内船揚場地先公有水面及び
船揚場

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑬の地点と①の地
点とを結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 基準点(T・三)(北緯三四度四七分二一
・二〇秒、東経一三九度二分二四・三四
秒)から一一度六分一一・四九秒七五・
八七メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から六一度四分二三・八四秒五
八・〇六メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から一七度一分三三・六七秒一
五・四四メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から四一度二分一八・五〇秒一・
〇二メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から一二度三分三五・六九秒
一三・三一メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から一四度五一分四七・五三秒
一九・四七メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から一八〇度三七分五三・二八秒
一三・八六メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から二三度一分四六・〇九秒
三・四九メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から一四度四分四五・六六秒
二・五四メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から二四度五四分一・二六秒二
一・九八メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から一五度一分二八・九〇秒
六・二六メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から二六度五二分四一・三二秒
二〇・二九メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から二四度二分四三・七二秒
一〇・〇三メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から三三度五五分一八・五二秒
八・二〇メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から二八度二分二九・二八秒
三・一三メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から三三度四分四九・七七秒
三四・五一メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から二四度四分二三・八四秒
一〇・〇〇メートルの地点

(三) 面積

三、六一七・四二平方メートル

五 埋立地の用途
漁港施設用地

発行
東京
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

